

小規模廃棄物焼却炉の認定に関する指導要綱

制定	平成15年	5月30日	区長決定
			要綱第49号
改定	平成21年	3月27日	部長決定
			要綱第143号
改正	平成27年	3月11日	部長決定
			要綱第272号
改正	平成31年	3月14日	部長決定
			要綱第103号
改正	令和3年	12月22日	部長決定
			要綱第358号

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物等の焼却行為による大気汚染や悪臭の防止を図るとともに、区民の生活環境を保全するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第62条第1項第1号および特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年東京都規則第152号）第2条表八の項ホ号により規定する区長が認める小規模廃棄物焼却炉の認定に係る事務について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）
ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、およびコプラナーポリ塩化ビフェニル（c-o-PCB）の総称で、廃棄物の燃焼過程などで非意図的に生成される毒性の強い物質
- (2) ばいじん 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するもの
- (3) ばい煙 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物および窒素酸化物
- (4) 小規模廃棄物焼却炉 火床面積が0.5㎡未満であつて、焼却能力

が1時間当たり50kg未満の廃棄物焼却炉

(対象施設)

第3条 この要綱は、品川区内で設置し使用される小規模の廃棄物焼却炉を対象とする。

(区長が認める小規模廃棄物焼却炉)

第4条 区長は次の事項を遵守して設置し、使用される廃棄物焼却炉について、小規模廃棄物焼却炉として認定する。

(1) 次の構造基準を満たしていること。

ア 空気取入口および煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、焼却室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上、滞留時間2秒以上の状態で廃棄物を燃焼できるものであること。

イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

ウ 外気と遮断された状態で、定量づつ廃棄物を燃焼室に投入することが出来るものであること。(ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く)

エ 燃却中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

オ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(2) 排出ガス中のダイオキシン類およびばいじん量の測定結果が、規則別表16の基準に適合していること。

(排出ガス中のダイオキシン類およびばいじん量の測定)

第5条 前条第2号に規定する排出ガス中のダイオキシン類およびばいじん量の測定にあたっては、通常焼却される物と同様な廃棄物等を焼却して行う。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、同一機種 of 焼却炉について、仕様書、パンフレット、説明書、に示されている焼却物のうち、使用者が焼却する廃棄物の組成に最も近い廃棄物を焼却した条件(塩化ビニル等、ダイオキシン類が発生し易い有機塩素含有製品を0.5%以上混入させた廃棄物の焼却であること。)で測定したデータをもって代えることができる。

(小規模廃棄物焼却炉の申請)

第6条 規則第62条第1項第1号に規定する小規模廃棄物焼却炉の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小規模廃棄物焼却炉(設置・

変更)確認申請書(第1号様式)により区長に申請するものとする。

- 2 前項の申請にあたっては、第4条2号に規定する測定結果を証する計量証明書(計量法(平成4年法律第51号)第107条(計量証明の事業の登録)および第121条の2(認定)を受けた事業者の発行するもの。)を添付するものとする。

(認定書)

第7条 区長は、前条により申請のあった小規模の廃棄物焼却炉について、第4条および第5条の要件が満たされていると認める場合は、小規模廃棄物焼却炉として認定する。

- 2 区長は、前項の規定により小規模廃棄物焼却炉の認定を行ったときは、認定書(第2号様式)により申請者に通知する。

(焼却および維持管理)

第8条 焼却および維持管理について申請者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 焼却炉の破損、消耗、苦情の申し立ておよび通常と異なる廃棄物を焼却する時など、規則別表16の基準および悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第4条の規制基準に違反する恐れがあり、区長が必要と認める時には、ダイオキシン類、ばいじん、悪臭について測定を行い基準適合の是非について確認すること。
 - (2) あらかじめ、ダイオキシン類、ばい煙、悪臭等が発生し易い廃棄物(プラスチック類、ゴム類、新建材類等)を分別し、不燃ごみまたは産業廃棄物として、適正に処理すること。
 - (3) 焼却灰、燃え殻、集じん機で捕集されたばいじん等を周囲に飛散しないよう密閉容器に保管し、産業廃棄物として適正に処理すること。
 - (4) 焼却に際しては、焼却管理者を選任し、環境に配慮した焼却を行うとともに、焼却炉の設置にあたっては、苦情が発生しにくい場所を選定すること。
- 2 前項第4号に規定する焼却管理者の責務は次のとおりとする。
 - (1) 適正な燃焼管理を行うため、焼却炉メーカーによる運転マニュアルの講習を受講すること。
 - (2) 焼却日誌を作成し、焼却の都度、焼却日時、焼却物の種類、焼却量、焼却時間など必要事項を記載すること。
 - (3) 前号に規定する焼却日誌は2年間保存し、苦情発生により区が立入調査を行う場合など、必要に応じ提示できるようにしなければならない。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年12月22日から適用する。

第1号様式(第6条関係)

小規模廃棄物焼却炉(設置・変更)確認申請書

年 月 日

品川区長様

住所:
申請者
氏名:

小規模廃棄物焼却炉の認定に関する指導要綱第6条に規定する小規模廃棄物焼却炉について、下記のとおり申請します。

設置場所の名称	
設置場所の住所	電 話
焼却炉の構造等	別紙(1)のとおり
焼却炉の使用方 法 等	別紙(2)のとおり
ダイオキシン類等 の測定結果	別紙(3)のとおり
(設置・変更)工事 の着工予定	年 月 日
焼却炉使用開始 予定	年 月 日
焼却管理者の氏 名	
連 絡 先	住 所: 氏 名: 電 話:
備 考	受 付 欄
1. 付近の案内図、配置図及び申請内容の確認 に必要な書類を添付すること。 2. 焼却炉ごとに、正・副(2部)提出すること。	

第2号様式(第7条関係)

第 年 月 日 号

申請者住所:

申請者氏名:

品川区長 濱野 健 印

認 定 書

小規模廃棄物焼却炉の認定に関する指導要綱第6条により 年 月 日付で申請のありました小規模廃棄物焼却炉については、下記により認定します。

設置場所の名称	
設置場所の住所	住 所: 電 話
焼却炉の名称、型式、構造等	小規模廃棄物焼却炉(設置・変更)確認申請書(年 月 日付、NO. 号)に記載された事項。
焼却炉の使用方法等	
ダイオキシン類等の測定結果	
焼却炉使用開始予定	年 月 日
焼却管理者の氏名	
連 絡 先	住 所: 氏 名: 電 話:
<p><遵 守 事 項></p> <p>(1) 焼却炉の破損、消耗、苦情の申し立ておよび通常と異なる廃棄物を焼却する時など規則別表16の基準および悪臭防止法の規制基準に違反する恐れがあり、区長が必要と認める時には、ダイオキシン類、ばいじん、悪臭について測定を行い基準適合の是非について確認すること。</p> <p>(2) ダイオキシン類、ばい煙、悪臭等が発生し易い廃棄物(プラスチック類、ゴム類、新建材等)は分別し、不燃ごみまたは産業廃棄物として適正に処理すること。</p> <p>(3) 焼却灰、燃え殻、集じん機で捕集されたばいじん等を周囲に飛散しないよう密閉容器に保管し、産業廃棄物として適正に処理すること。</p> <p>(4) 焼却に際しては、焼却管理者を選任し、環境に配慮した焼却を行うとともに、焼却炉の設置にあたっては、苦情が発生しにくい場所を選定すること。</p> <p>(5) 焼却管理者は焼却日誌を作成し、焼却の都度、焼却日時、焼却物の種類、焼却量、焼却時間等、必要事項を記載すること。また、焼却日誌は2年間保存し、苦情発生により区が立入調査を行う場合など、提示できるようにすること。</p>	

別 紙(1)

<焼却炉の構造等>

焼却炉の名称			
焼却炉の種類・型式等			
焼却炉のメーカー	社 名		
	住 所		
	担当者	電 話	
焼却炉の規模	焼却能力		
	火床・火格子面積		
排 出 口	高 さ	口 径	
ばい煙の処理方法			

(外形・構造・使用等がわかる図面、カタログ等を添付すること。)

別 紙(2)

<焼却炉の使用法等>

焼却するごみの種類、焼却量	ごみの種類			合 計
	焼却量	Kg	Kg	Kg
焼却炉の使用時間	時～ 時 (1日当り 時間)			
焼却灰,飛灰等の処理方法				
焼 却 方 法				

別 紙(3)

<ダイオキシン、ばいじん量等の測定結果(条例規則別表第16関係)>

ダイオキシン類、ばいじんの量	別紙、計量証明書による		
測 定 年 月 日	年 月 日		
測 定 者			
測 定 方 法			
測定場所(測定口の位置等)			
焼却に使用したごみの種類・焼却量	ごみの種類		合 計
	焼却量	Kg	Kg
焼 却 方 法			

別紙(1)～(3)については、上記内容が記載されている書類の添付でもよい。